

# マンション経営で有効な節税と暮らしのゆとり セーダより

## 新年度初めのご挨拶

住みたいと思われる部屋づくりを  
季節は春を迎えましたが、札幌  
の賃貸市場は依然厳しく、競争が  
激化しています。昔のように新築

なり、借りる人が使いやすく、住みやすい建物を企画しています。私どもの考えは——良いものをお客様が選ぶ時代。そこで、新築で

継者となる方とアパート経営の事業継承についてお話ををして、良好な状態で継承していただくようお願い申し上げます。それを怠ると

後編／娘子は舞姫

好んで事業継承を

代表取締役

第87号 2020年  
4月1日

発行

(有)ウェイクアップ  
丸弘コーワーサービス(有)

064-0809

札幌市中央区南9条西4丁目6-3

TEL011-512-3312 FAX011-512-0253

(1) 貸貸借続中のルール  
賃借物の修繕に関する要件の見直し

改正前の民法では、賃借物の修繕が必要な場合でも、賃借物はあくまで賃貸人のものなので、賃借人が勝手に賃借物に手を加えることはできませんでしたが、次のように改正されました。

①賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知したか、または賃貸人がその旨を知ったのに相当の期間内に必要な修繕をしないとき  
②急迫の事情があるときには、賃借人が目的物を修繕することができる。

この改正により、①、②の場合には、賃借人が目的物を修繕したとしても、賃貸人から責任を追及されることはないと明確になりました。

賃借物の修繕に関する  
(賃貸修繕請求のル

改正前民法

くまで賃貸人のものなの

である旨を通知したか、または貸  
貸人がその旨を知ったのに相当の  
期間内に必要な修繕をしないとき  
②急迫の事情があるときには、貸  
借人が目的物を修繕することがで  
きる。

この改正により、①、②の場合に  
は、賃借人が目的物を修繕したと  
しても、貸貸人から責任を追及さ  
れることはないということが明確  
になりました。

改正前は、賃借人の責任によら  
**賃借物の一部滅失による  
賃料の減額等について**

その使用収益ができなくなつた部分の割合に応じて、賃料が「減額される」と規定されました。

この場合、「使用収益ができるなくなつた部分」の立証責任は賃借人の側にありうると解されます。しかし「減額される」とある以上一部減失等があつたとき賃貸人の側が従前賃料をそのまま請求すること自体が不当との非難をあびる可能性があります。また、「使用収益できなくなつた部分」の客観的な判断基準をどのように設定するかも今後の検討課題です。

通常損耗と経年変化の事例

- 通常損耗・経年変化に当たる事例  
家具の設置による床、カーペットへのこみ、設置跡。テレビや冷蔵庫などの後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ）。地震で破損したガラス。鍵の取替え（破損や鍵紛失のない場合）。
- 通常損耗・経年変化に当たらない事例  
引っ越し作業で生じたひっかきキズ。日常の不適切な手入れ。もしくは用法違反による設備等の毀損。タバコのヤニ・臭い。飼育ペットによる柱等のキズ・臭い。

◆今冬は札幌も含め全道的に、前半は雪が少なかつたのですが、後半に入り帳尻合わせのようにな降雪量が多くなりました。しかし、北海道の積雪量としては2mに届かず、数十年ぶりに積雪の少ない年となりました。◆新型コロナウィルスが全世界に感染拡大し、各地で感染者が増加して不安が広がった

● 詳細は、法務省民事局  
TEL 03・3580・  
法務省ホームページ

参事官室まで。  
1-1-1(代)  
<http://www.moj.go.jp/>

借契約が終了して賃借物が返還された時点で敷金返還債務が生じる。その額は、受領した敷金の額からこれまでに生じた金銭債務の額を控除した残額である。

「借入金額の支拂いの目的の賃借人が賃貸人に交付する金銭」と定義する。

借に基づいて生ずる貸借人の貸貸人に対する金銭の給付を目的とする債務を担保する目的で、貸借人

敷金を「いかなる名目によるか

請求権の発生時期についての規定は、改正後的是りませんでしたが、民法では、次のように定義やルールが明確化されました。

## 敷金に関するルールの明確化

を負わない

### (3) 貸貸借契約により生ずる債務

